

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】令和3年1月21日(2021.1.21)

【公開番号】特開2019-216504(P2019-216504A)

【公開日】令和1年12月19日(2019.12.19)

【年通号数】公開・登録公報2019-051

【出願番号】特願2018-111308(P2018-111308)

【国際特許分類】

H 02 G 3/16 (2006.01)

H 05 K 7/20 (2006.01)

B 60 R 16/02 (2006.01)

【F I】

H 02 G 3/16

H 05 K 7/20 F

B 60 R 16/02 6 1 0 D

【手続補正書】

【提出日】令和2年12月7日(2020.12.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項7】

前記軸部の前記テーパ部が、前記軸部よりも軸直角方向の寸法が大きくされた拡幅部を有しており、前記拡幅部と前記軸部の間に段差面が形成されている請求項6に記載の電気接続箱。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

本発明の第七の態様は、前記第六の態様に記載のものにおいて、前記軸部の前記テーパ部が、前記軸部よりも軸直角方向の寸法が大きくされた拡幅部を有しており、前記拡幅部と前記軸部の間に段差面が形成されているものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0040

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0040】

以上、本発明の実施形態について説明してきたが、かかる実施形態における具体的な記載によって、本発明は、何等限定されるものでない。例えば、上記実施形態では、放熱部材保持部52の軸部56の先端部が全体として箱本体12側に向かって先細となるテーパ部60を有していたが、図6に示す本実施形態の他の態様としての放熱部材保持部72の軸部74のように、軸部74の先端部に設けられたテーパ部76が軸部74よりも軸直角方向の寸法が大きくされた(図6中、 $R > r$)拡幅部78を有しており、拡幅部78と軸部74の間に段差面80が形成されていてもよい。これにより、テーパ部76の拡幅部7

8と軸部74の間に形成された段差面80がアンカー機能を発揮して、放熱部材保持部72の周壁部54から突出する可塑性放熱部材64の一部をより一層安定して保持することができる。なお、段差面80は図6に示す天壁部42の内面48に平行なものに限定されず、天壁部42の内面48に向かって傾斜するようになっていてもよいし、天壁部42の内面48から離隔する方向に向かって傾斜するようになっていてもよい。また、上記実施形態では、放熱部材保持部52, 72の周壁部54は円筒形状とされていたが、四角形状や多角形形状や十字形状や星形状等の任意の形状のものが採用可能である。